

2018年6月2日

中央教育審議会会長 北山禎介 様  
生涯学習分科会会長 明石要一 様

## 公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書

日本社会教育学会理事会

日頃より社会教育行政の発展に向けてのご尽力にあらためて敬意を表します。

さて、2017年12月26日の公立博物館の所管に関する閣議決定を受けて、中央教育審議会生涯学習分科会に設置された「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」(以下「WG」と略す。)において議論が進められ、さらに2018年3月2日の林文部科学大臣による中央教育審議会への諮問「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の「理由」においても「所管の在り方」の検討が明記されています。

公民館・図書館・博物館を首長部局で所管できるようにする特例措置の導入は、以下のような法的疑義と、もし導入された場合には自治体によっては社会教育行政の衰退という深刻な事態を招く恐れがあります。

あらためて貴審議会・貴分科会におかれましては慎重審議のうえ、文部科学省生涯学習政策局社会教育課が第6回「WG」(2018年5月29日)において示された「政治的中立性や継続性・安定性の確保」「『生涯学習社会』の実現」「学校教育と社会教育との連携・融合を図りながら、横断的・総合的な視点で教育行政を展開していくこと」等の観点から「社会教育に関する事務については、今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきである」という立場を堅持されることを強く要望いたします。

### 記

1. 公立社会教育施設は、憲法・教育基本法・社会教育法・図書館法・博物館法・地方教育行政法・地方自治法等に基づいて設置・管理・運営されている教育機関(地方教育行政法30条)です。もし首長部局へ移管された場合は、地域づくり等に関する住民の多様かつ自由な学びの権利を保障するという教育機関としての法的性格と位置を失うことになります。
2. 「地方公共団体の長が担当することとなる事務」として挙げられた「公立社会教育施設の設置と運営に関する事務(例:規則の策定、各種事業の実施、職員の任命、審議会の設置・委員の委嘱、運営状況の評価・情報提供等)」(第6回「WG」資料)は、すべて現行社会教育関連法制に根拠を持っています。たとえば、公民館・図書館・博物館の「設

置・管理」については、社会教育法第5条（市町村の教育委員会の事務）・第6条（都道府県の教育委員会の事務）、博物館法第19条（所管）、地方教育行政法第21条（教育委員会の職務権限）、地方自治法第180条の八（第二款 教育委員会）によって、さらに「職員の任命」についても地方教育行政法第21条によって教育委員会の職務権限とされています。さらに公民館職員については、社会教育法第28条において「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する」となっています。

特例措置の導入は、このような社会教育関連法制に蓄積された教育機関としての一体的な設置・管理運営体制を否定することになります。

3. 第6回「WG」では「政治的中立性の確保のための担保措置」として、地方教育行政法第23条（職務権限の特例）を援用して、スポーツや文化と同様に、条例制定や規則制定における教育委員会意見聴取義務を定めるとし、さらに「事業実施に当たり、社会教育委員の会議等を活用した第三者機関を設置して意見を聴くことを制度上明確に位置づける」、文部科学省令による「委員の委嘱に関する参酌基準」、「第三者機関の公開開催、議事録の作成や公表」などを列挙しています。しかし、担保措置の精緻化が進めば進むほど、なぜ教育委員会から首長部局へ移管するのかの理由が根底から問われてきます。

もし地方教育行政法第23条に、公民館・図書館・博物館に関する事務や担保措置を加える法改正がなされるならば、非社会教育機関化によって公民館・図書館・博物館のそれぞれの理念や教育事業の後退を招く恐れがあります。

4. 最後に、公民館のコミュニティセンター化・地域交流センター化、社会教育施設への指定管理者制度の導入、地方自治法第180条の7（事務の委任・補助執行等）による補助執行など、首長部局への移管が進みつつある状況をふまえるならば、特例措置の導入によって公立社会教育施設の首長部局移管がいつそう進むことが予想されます。

教育委員会は学校教育委員会化し、自治体によっては社会教育行政が衰退していく可能性があることを指摘したいと思います。それは、「学校教育と社会教育を通じた包括的で一貫した教育政策をより強力かつ効果的に推進」（「総合教育政策局の目指すもの」、文部科学省ホームページより）しようとしている文部科学省の政策とも矛盾するものです。

以上の理由から、公立社会教育施設については、教育委員会の所管を堅持していただくことをあらためて要望いたします。

問合せ先：日本社会教育学会会長 長澤成次

E-mail:nagasawa@faculty.chiba-u.jp